

峰崎直樹君 一昨日、私、国会質問させていただきまして、つくづく頭が悪いなと、本当に、自分で自分を本当につくづく。と同時に、やや耳が聞こえにくくなったのかなと。竹中大臣やあるいは財務大臣などのお話しなさっていることがなかなかうまく自分が十分そしゃくできないままに来たんですけれども、さすがに議事録を読むと、あっ、こういうことをおっしゃっていたんだということで、これは是非再び追及していかなきゃいかぬなということをつくづく思ったわけです。

今日は、税に絡んだ問題も含めて、三点実はお伺いしたいと思っておるわけです。

まず、最初の問題です。

昨日、追加責任準備金のイコールフットィングの問題を論議をいたしました。そのことについて、簡易保険は、竹中大臣ですね、民間生保とは違った積立方式で責任準備金を保守的に積んでいると、追加責任準備金が八兆四千億円ある、これは簡易保険の現契約者のものであり、したがって旧勘定に、契約が移って新旧合同運用がされても、この部分は区分経理がなされ、しっかり管理をしていくと。

この点は、そうおっしゃったということは間違いありませんよね。

国務大臣（竹中平蔵君） 管理会計でと申しますか、内部でそういうことになるというふうに申し上げました。

峰崎直樹君 さて、この八兆四千億というお金は無税で積んだわけです。これは民間の生保ですと、これは有税で積まなきゃいけないということですね。これ、契約者のものであるとはいいいながらも、この四〇%を、僕は、法人税として本来払うとすれば、これは国の負担で積んでいるんじゃないか。

私は、昨日、やや挑発的に申し上げたんですけれども、追加責任準備金のうち税金部分、すなわち三兆数千億円ですけれども、これは民営化と言うんであったら、税金部分は国に返還しなきゃおかしいんじゃないか、こういう質問をしたわけです。そのとき、谷垣大臣はこういうふうに答弁されているんです。

ちょっと正確に読んでみますよ、議事録を。私も最近、いただけるものなら何でも持っていく男だと思われているかもしれませんがと、やや、本当に財務大臣の気持ちはよく分かるんですけれどもね。全く今、竹中大臣がおっしゃったと同じ御答弁でございまして、無税で、確かに新会社に行くときは無税で継承をしていただくと、そしてその代わりにですよ、ここから先なんですよ、使ったときに繰延べでやると、こういう形で、以降は民間とイコールフットィングと、こういうことでございます。

そう発言されたこと、再度確認したいと思いますが、間違いございませんか。

国務大臣（谷垣禎一君） そのとおりです。

峰崎直樹君 そうすると、私と谷垣大臣は認識が非常に共通していると思うんですよ。（発言する者あり）今こちらの方でありました、私は入口の段階でこれは取りなさいと。谷垣大臣は、いや、取り崩していった段階で、これは有税で取り崩していけばいいんだと。何だかこれ、昔の金融負債を取り崩すときに有税で積むか無税で積むかという、何かそんなのに似てきたような感じがするんですが、そのことはちょっと余談において。

要するに、これで、遅いか早いかは別にしても、要するに私は国庫返還は民営化の時点で行うべきだと、谷垣大臣は使ったときにやると言っていると。そういう国庫返還のタイミングが違うだけだと、こういうふうに、今のお話聞いていると私そう思いますね。

そこで、竹中大臣ね、谷垣大臣がおっしゃった追加責任準備金の課税の繰延べ、これ、どのぐらい一体課税が繰延べされるんでしょうかね。何か、もしお考えありますですか。

国務大臣（竹中平蔵君） これは、正に損金、取り崩されたときに損金算入されるわけでございますから、その取崩しの様態等々によってそこは違ってくるのだというふうに思います。

大変申し訳ありません、取り崩されたときに益金算入されるということでございますので、その取崩しのタイミング等々によって期間に関しては違ってくるということだと思います。

峰崎直樹君 まあ、後ろに忠実な秘書官がおられるから助かって、今も危うく言葉じりをこれは言わなきゃいけないかなと思ったんですが。

そこで、そうすると、竹中大臣も益金算入だということになってくると、当然それ、益金ですから法人税率掛かってくるということですよ。そうすると、私は何年間、これぐらい見ますかというときに、おおよそ、毎年、公社の方でこれはもう確認できると思うんですが、どのぐらい取り崩しているかという、四千億円取るんですね、責任準備金から取り崩していると。そうすると、八兆円あるという、あるということは、約二十年間、これは実はそのずっと毎年毎年取り崩せる。そうしたら、この二十年間はほかの生命保険会社にはない実は無税で積み上がったものが存在をして、それは二十年、約二十年たってそれを取り崩せない限りイコールフットィングにならない。

そうすると、二十年間は、おおよそですよ、これはおおよそ二十年間はその取り崩すまでの間は実はこれは民間とのイコールフットィングにならない、こういうことを実は明確に示したんじゃないんですか。竹中大臣、どう思われますか。

国務大臣（竹中平蔵君） 要するに、積立金の税制上の特別措置を認めることは民間とのイコールフットィング上問題ではないかと、そういうお問い合わせだと思いますけれども、

これは民間の生命保険会社におきましては、税務会計上、この追加責任準備金というのはこれは有税で積み立てなければいけない、これは峰崎委員がおっしゃっているとおり。公社はこれは、公社はこれは非課税法人でございますから、結果的に日本郵政公社法に基づいてこれを無税で積み立ててきたということに当然相なります。

郵政民営化によりまして公社が新たに民間の会社と同様の課税体系にこれは移行するわけですから、非課税からここに移行する時点において、これが追加責任準備金等が有税償却された場合、正に入口でですね、峰崎委員がおっしゃるように入口で処理するということになった、もしもそうなった場合は、これは公社において積み上げられました同準備金等のストックに対して課税が行われて、そして郵便保険会社のある種負担能力を超える巨額の税負担を一時に発生させるということにこれはなってしまうわけでございます。

また、これは旧勘定につきましては、これはあくまでこれは非課税であることを前提に商品設計が今まではなされてきたわけでございます。これに一時に課税が行われますと、旧契約の契約者への将来の保険金等の支払に支障を生じかねないわけでございます。

したがいまして、今般の税制上の措置というのは、これは簡保の旧勘定の正にこれは円滑な民間法人への、民間への円滑な移行、承継を図るための措置でございます。単なる非課税措置ではなくて、将来保険金等の支払時にこの該当準備金を取り崩す際には課税されるという、これは課税繰延べの措置であるということ。そして、郵便保険会社が民営化後の新契約に関して追加責任準備金等を積み立てる場合、これ新会社がやる場合はこれ有税になるわけでございますから、この意味では、イコールフットィング上これは問題があるということではないと思っております。

峰崎直樹君 何だか聞いていてむちゃくちゃなことを言っていると思うんですよ。しゃべっていて、そう思われませんでしたか。私、聞いていて、要するにこの旧債権のいわゆる所属するところのこの追加責任準備金については旧勘定に属すると、こうおっしゃったんですね。それで区分経理するということもおっしゃっているんです。これは後でまた繰り返しますけれどもね。

そうすると、そこから、その部分に関しては、これを取り崩すということは、あなたの最初におっしゃっていたことからいえば、これは旧勘定に属する、昔契約者の人たちに属するものだから、これについては課税するということはとてもできませんよと、こういうふうにならなければいけないのに、いや、それは、今おっしゃったことは、今度は益金に算入しますということだった。そうすると、どういうことかということ、これを取り崩すときには、今度は利益処分だから今度は課税をしますと。そうすると、この課税をするということになると、過去、その公社時代に積み立てていた、簡保に入っていた人たちの権利はここで税金として処理されちゃう。そのことを両方、何か、どっちなんですかと言いたくなる。

最後の辺りは、最後の辺りはどうおっしゃったかということ、これは課税繰延べだと言っ

て、これ財務大臣と符節が合ったんです、ここでは。しかし、最初に言っていることとは全然違うんです。そうすると、早いか遅いかの差だけであって、このイコールフットィングにするというのは、二十年間この課税繰延べがずっとなくなっていくまでの間、それは竹中大臣、官民のいわゆるイコールフットィングはその間は実は存在しないということなんです。官民のイコールフットィングが完全になるというのは、旧勘定の中の追加責任準備金がなくなるまではこれ実はイコールフットィングにならないということなんです。

そうすると、いいですか、ここが重要な点なんですよ。この追加責任準備金八兆四千億、現時点である。これについての過去の無税で積んだ部分、すなわち税収、本来ならば法人税で入っていないかぬ三兆数千億は、私は現時点でこれは国庫に返すべきだと。こういうふうな修正を加えないと、あなた方の今おっしゃった点は一貫性がないと私は思うんですよ。

確かに、円滑などが、要するに、いきなりその分、三兆数千億円を取られたら大変だが、それは大変かもしれない。しかし、それは内部に今留保している、蓄積しているわけですから、本来ならばこれは、民間生保であれば課税をして、なおかつそれを積み立てている。それを無税で積み立てているわけですね、今は。その中の税収部分だけは、これはやがて利益処分としてやるのであれば、その利益処分としてやる根拠がそういうことで認めるのであれば、実は私は、今の段階で、移行する段階でやらなければイコールフットィングにならない。この点は大変重要な問題ですから、ひとつ結論をきちんと出していただきたいと思います。

国務大臣（竹中平蔵君） 峰崎委員の御指摘というのは、これは今、責任準備金を対象にお話をしてくださっておられますけれども、要はこれ公社というのはあくまで今までこれは非課税であったわけですね。で、非課税のときにいろんな形で資本蓄積、資産蓄積、資産形成を行っております。それを今度引き継いで、それが初期値になるわけでありますから、その初期値がそういう形で、今まで税金を払っていない形で、準備金であれいろんな資産であれ、そういうことを引き継ぐ以上は、やっぱりイコールフットィングではないのではないかと、突き詰めれば私はそのような議論であろうかと思えます。

これはしかし、今まで非課税だったその公社を民間に移行させるわけですから、これは経過期間を置きながらどこかでそういうことをこれは享受していかないと、いつまでたっても公的なものは公的なものになるというふうな問題にこれはなってしまうのではないのでしょうか。

つまり、極端にちょっと申し上げますと、今まで無税でやってきたことで資産形成したものについては、この無税で資産形成したものを、これを引き継いでいるのであるから、民間から比べて有利ではないかと、私は究極的にはそのような議論になってしまうのだと思えます。

しかし、これは要するに、ここから、今まで、正にこれ円滑に、今まで公社であったものを円滑に民間にしていくためには、それはそこで、どこかで初期値を設定してやらなければいけないわけですから、これはまあ、この今までここで蓄積したものは所与のものとして、しかしここからは民間と同じルールでやっていただきましょうと、そのような方法しか私は方法としてはないのだと思います。

委員が言われましたように、そのとき一時に将来のものを先取りをしてやってしまえという考え方もないわけではないと思います。しかし、そうすると、私が先ほど申し上げたように非常に大きなそこで負担、ショックが起きる。ショックをなくすということが正に円滑な民営化の一つの私は目的だと思いますので、そこはやはり今私が申し上げたようなやり方が現実的なやり方なのではないかというふうに住じます。

峰崎直樹君 一番大切な、民営化は何のためにやるんですか、イコールフットィングにするんですよということをおっしゃっているんでしょう。問題はやはり官民の、私は必ずしも今やるべきでないと思っているけれども、民間に移行するときにイコールフットィングにしようとしている。そうすると、これを二十年ぐらい掛かって追加責任準備金がなくなるまでずっとそれはなだらかにやっていくんですというのが今のおっしゃることでしょう。なだらかにやっていく間、この民間の生保会社との間のイコールフットィングは事実上壊れてしまうじゃないですか。駄目ですよ、これ、このまま私、審議するわけにいきません。

今の問題点は、イコールフットィングを優先させなきゃいけないのに、なだらかに行く、すなわち、要するに漸進的に行くということだけが、あなた目標になっているじゃないですか。そんな論理が一貫しないことないんじゃないですか。

私はその点、イコールフットィングが初期値の段階で確保されなければ私はスタートすべきではない、このことを主張して、それが確認されないと論議しようがないと思いますよ。

国務大臣（竹中平蔵君） これは、例えば民間の一部の方でそういうことを御主張しておられる方も私はあるんだと思います。これは、全部今、今準備金という形で今着目して、それに特化してお話をしておられますが、これは準備金にとどまらずより広い問題を含んでいるわけですね。

つまり、旧勘定を持っていると。旧勘定というのは、これは政府保証が付いて集めたものであり、そこから得られる、預金であれ保険であれ、そこから得られる利益、収益というものは、これは広い意味での民営化された郵政全体に帰属するわけですね。これは、そうすると、政府保証が付いたものに対して、例えばそこから得られた利益を維持し続けることは民間のイコールフットィングではないのではないかと。実は、ここでいろいろ御紹介いただいている多分アメリカの考え方も、だからその間は新しいことを何も認めるなとい

うふうな私は主張なのだと思います。

しかし、それは、だからこそ私たちはそれに対してその移行期間というものを設けて、これは、保険の場合は少し長いですが、貯金の場合は十年ですから、その十年でその貯金、政府保証の付いた特典のある貯金はゼロになりますから、その間については移行期間として、民間と、民営化するけれども、この十年間は何らかの形で規制をさせていただくという形を設けているわけです。

だから、新商品を出す場合にも、これは民間とのイコールフットィングに関して問題ないか、競争条件どうかということをきっちりとチェックをさせていただく。その十年の間にそのいわゆる旧勘定が実質的にゼロになって、そして、まあ保険は残ります、保険は残りますが、小さくなって、そういうものが実態的に大きな影響を及ぼさなくなると、そこで本当の完全な民営化が成り立つという考え方でございますので、そこは繰り返し言いますが、その間については正にイコールフットィングでは、イコールフットィングには限界があるということで、その様々な規制を設けて、そして民営化委員会でそれをチェックしていくという仕組みをつくっているわけでございます。

峰崎直樹君 私はやっぱり分からないですね。

つまり、今の段階でもう認識できているんですよ。八兆四千億円の追加責任準備金が無税で積まれたと。これはやがては取り崩すときに税が入ってくるよと。そうしたら、それは、やがては税として払わなきゃいけないものが入っているとすれば、現時点でやらなければ、それはイコールフットィングにはならない。この十年間だったらと、もしかしたらそこで税が入ってくるのかもしれませんが。しかし、まだ依然としてそこは有利なその追加責任準備金を持っているという前提で、実はこのALM管理も行われていくわけですよ。

ですから、私はこのイコールフットィングが、もう二年後の民営化をするんでしょう、民営化する段階で、もうその段階できちっと出さないと、後で述べます承継する財産の問題も資産評価の問題も含めてきちっとそこでやらなきゃいけないんだから、そのいわゆる課税繰延べをなぜ認めるのかということなんですよ。もういわゆる民間に行くのであれば、その課税繰延べをこの時点でもうはっきりと、課税繰延べはこの時点で終わります、その分は民間と同じようにその四〇%の法人税収はその段階でいただきますと、そこからスタートするのがこれは正常なスタートじゃないですか。私はもうこれ以上もう答弁を求めてもしようがないとすれば、その点、財務大臣、どう思われますか。

国務大臣（谷垣禎一君） これは竹中大臣が御答弁されたのと同じことになりますが、やっぱり過去にわたって膨大なものを積み立ててきておりますから、これを一挙にやるとなったらこれは大変一遍にぱっと課税することになるわけですね。

それともう一つは、やはりこれは、これも、これも……（発言する者あり）ちょっとお待ちください。これも竹中さんがお答えになったことですから、旧勘定のもものは、元々

これは非課税であることを前提として商品設計をされていたということがやはりございませぬ。ですから、これも、じゃだからといって一時に課税してしまえば、旧契約の契約者の将来不安というものを惹起しかねない、そういうことからこういう、民間に移行するときにはこういう措置をとるのは、私はしかるべき措置だと、こういうふうに考えます。

それから、先ほど申し上げましたように、これは繰延べ、単なる非課税ではなく繰延べでございますから、それからもちろんこれから積み立てるものは当然そのときに税をいただくということでもありますから、そういう意味では特段問題が、委員のおっしゃるような問題があるとは私は考えておりませぬ。

峰崎直樹君 もうこの問題でもうほとんど終わってしまいそうなので困っちゃっているんですが、大臣、これは元々公社の時代には簡保の人たちに対しては非課税でずっと積んできて、約束ですよね。そうしたら、話を一貫させるのであれば、この部分をこの部分で区分経理して、このいわゆる追加責任準備金も新勘定の方には一切もう出しませぬというふうにすれば、もうこれはそれで完結するんですよ。ところが、そうじゃなくて、一緒になって損も得も全部それは新会社で移行しますよと言っている。そして、課税繰延べですよと言っている。そうすると、簡保の、旧簡保に入っていた旧債権の人たちは、新会社に移行して一緒にやられて、自分のものは確かに入ってくるかもしれないけれども、ひょっとするとこの追加責任準備金は配当として終わるときに自分に戻ってくるかもしれない、新会社に移行させなければ。そういう可能性もあるし、もしかしたらそれ以上に損が出るかもしれない。そこのところが現時点で法人税分の受取分をきちっとやって、新勘定と一緒にALM管理やった方が私は合理的だというふうに思っているんですよ。

どうもそこの二つの言っているところが私は矛盾していることを言っているんじゃないかと思うんですよ。旧勘定のものでございませぬからこれは無税で積みませぬ、しかしやがてこれは新しい会社へ行ったら課税繰延べです。しかし、課税繰延べということで旧勘定の人たちに今まで説明してきませぬか。そこのところは一貫しないし、二人でそろって、違うことをおっしゃっているのかなと思ったら同じことだと、課税繰延べでやがてこれは取っていくんですよ。これはやっぱりそもそものスタートの時点で取らないと、それは私はイコールフットイングにならない。この点は私は無理があると思ひますよ。

国務大臣（竹中平蔵君） 要するに、これは言わばこの官の会社と民の会社、異質なものに切り替えていく段階でそのスイッチングをいかになだらかにやっていくかという、私はそういう問題なんだと思ひます。

これは要するに、ですから、まずこれは、ずっとこれ保険会社というのは続いていくところですから、一時に何兆円というような巨額な額を出すというのは、これは現実には不可能でございます。その中で、しかしこれを再保険に出して、そしてその中できっちりと旧勘定の皆さん方の利益も守りながらそして民営化を果たしていくというそのプロセスで

ありますので、それはどういう形で線引きをして、どこでスイッチをしていくのが一番現実的なのかという、私はこれはもう現実的、何が一番現実的かという、そういう問題なのだと思います。

もちろんこれは、だから郵政民営化をもうするなということであるならばこれはこれで一つの考え方でございますが、我々はこれは幾つかの理由で民営化をしなければいけない。そのときに、今言いましたように、旧勘定を抱えながら、そして民間とのイコールフットイングを考えながらいかに民間の中に溶け込んでいくかと、その一つのスキームを提案させていただいているわけです。

峰崎直樹君 駄目ですね。なだらかにするために、つまり一気にお金を、現金を国庫に納入することは大変だと、それは大変かもしれない。それならば蓄積していったらどうですか。これは損を認定して、会計上、十年なら十年で積んだっていいですよ。三兆数千億円のかつての無税分をそれ毎年毎年引き当てていって、そして国庫に入っていったらいいじゃないですか。それに、税に利子、それ利子付けるかどうかは別にして。

問題は、そういうことが損金、いやいや、益金としてこれからは課税、取り崩せば課税になりますよということを認定しているわけですから、その点は、じゃ現段階において、益金を今日時点できちんと清算をして民間としてスタートしたらどうですか、そうでなければイコールフットイングというものを犠牲になるじゃないですかと言っているんですよ。イコールフットイングは、あなた方は、いわゆる簡保であれ郵貯であれ、これを民間会社にしてイコールフットイングしますと言っているんでしょう。しているんですよ。なるんですよ。そうしたら、そのいわゆる移行期において初発の段階からそれが可能であるし、またやらなきゃいけないし、いきなり税金をぼんと出すとなるのが大変であるならば、それは徐々に積立てなりなんなりして払ったらいいじゃないですか。できますよ、それは。何言っているんですか、それは。そんなことでは駄目だ。

国務大臣（竹中平蔵君） イコールフットイングを私たちは十年間掛けて実現したいというふうに考えているわけです。これはすべて、その時点で全部清算的なことを清算してしまって、それですぐ何でもできるようにその分そうすると、これは郵便保険会社から見ると、これは何でもすりゃすぐできるようにしろということになります。それはそれで一つのやり方かもしれませんが、それは非常にこの大きな組織のバランスシートを調整していくという観点からすると現実的ではないし、論理的に峰崎委員がおっしゃっておられることは私は理解をいたしますけれども、現実問題として、これを時間を掛けてやっぱり吸収していくしかない。

それで、イコールフットイングのことを大変気に掛けておられますが、だからイコールフットイングは十年掛けて実現していくわけです。最初は公社と同じ業務範囲からやっていただいて、そして次第に経営の自由度を持っていただいけるわけですから、これはも

うその間の時間をいかにしっかりと使って、そしてソフトランディングしていくかと、そういう問題であろうかと思っております。

峰崎直樹君 私は、今の答弁を聞いて納得できません。これはまた質問を引き続き、これは留保してもらわなきゃいかぬと思います。

質問をまた引き続き留保したいと思いますが、要するに、今の段階で、これは税制上の問題、過去の税制上の問題であって、新しく簡易保険会社がこれから責任準備金を積み立てるときは恐らく民間と同じ積立てで行くんだと思うんですよ、新商品は。だから、もう現時点において、これからは清算会計に入って行くんでしょう、このいわゆるあれは。フェードアウトすると言ったじゃないですか、旧債権は。そうすると、旧債権の問題についてもフェードアウトしていくのであれば、この問題においての認識を今の段階でやっておかないと、このイコールフットィングの邪魔になっているものは私はやはり除去しておかなきゃいかぬ、これは私の意見です。

さて、もう時間がないので、もう一点、どうしても重要な点をお尋ねしたい。

昨日、郵便保険会社、今の郵政を五つに分社化して、間の手数料は消費税を減免してくれということでした。竹中大臣は、その減免についてできるだけ努力したい、ちょっと私、正確なのを持っていませんが。それは今でも変わりございませんか。ちょっと、事前に言っていなかったから悪いけれども。

国務大臣（竹中平蔵君） 昨日、柳澤議員が党の税調等々で議論するという意見の御表明がございました。私の答弁は、与党において議論が行われるということであるから、政府としてもしっかりとそれを見守っていききたい、それは政府、与党一体でありますからしっかりと気持ちを合わせてやっていきたいと、そのような趣旨で御答弁をさせていただいたつもりでございます。

峰崎直樹君 私は、これ、財務大臣の意見、その件、実は昨日私聞いていて、財務大臣の答弁なかったんですよ。財務大臣、これ、よろしいですか、これ。

国務大臣（谷垣禎一君） 私の考えは度々御答弁も申し上げておりますけれども、やはり財・サービスの対価というものからは、それを支払っているものが官であろうと民であろうと消費税をいただくというのが消費税のつくり方でございます。

それで、これで民営化していきます場合に、窓口会社というものが、数はこれからどれくらいあるか分かりませんが、一般の会社と契約をするということもあり得るだろうと思うんですが、そのとき、片一方だけ非課税というのは、私はイコールフットィングの上から、フットィングという考え方からそれは問題があるというふうに考えております。ただ、昨日、柳澤さんが御答弁になりましたのも聞いておまして、なかなかそこに難し

い問題があることも事実だと思っております。

つまり、何かといいますと、消費税というのはなかなかよく考えられた仕組みでございますが、やっぱり非課税というものが入る、金融が非課税であるというところにこの問題の、つまり仕入れ税額控除ができなくなっているという難しさがあるわけございまして、そこに確かに悩ましい問題があるということは私も承知いたしております。

峰崎直樹君 私はあの答弁聞いたときに、即座に私は、やっぱり財務大臣がおっしゃったように、郵政公社の中の企業同士の間は無税ですよと、手数料は。今おっしゃったように、民間がこの委託手数料を払うときは有税ですよと。また、これまたイコールフットィングが失われるんですよ。

直ちに、竹中大臣ね、そうなると、今一番大切なイコールフットィング、官民を同一の競争の下に置かなきゃいかぬという、そのところをきちっとやはり指摘しなきゃ、それはやっぱりまずいですよ。それを、いや、しっかり見守っていきたいなんという、何か応援するような私受け止め方をしたんですよ、昨日。正確にまだ議事録を読んでいないから分からないですけどもね。

確かに金融はなかなか難しい。今ヨーロッパでも全部非課税になっていますから、難しいと思うけれども、しかし、ここで穴が空き始めるとずっと穴が空きますよ、これ。

NTT どうします。NTTも、私は、嫌々ながらいわゆる持ち株会社をつくって、東西会社つくった、ドコモをつくった、いろいろやった。全部、あの取引全部無課税にしてください、一千億円あるんじゃない、世耕さん。もっと大きいかもしれないよ。それぐらいの実は穴が空き始めたら、ああうちも、じゃ私もといって、必ずこの税というのは一つの穴が空き始めたらずっと横に広がるんですよ。なぜそのことを直ちに指摘しないのか。あなたが経済財政政策を担当しているときに、どうもそこら辺は、きちっとやらなきゃいけないところが、いや、それは是非私どもも検討したい、それは検討したいだから、賛成しているかどうかというのは、価値判断入っていないかどうか分からぬけれども、直ちにそれには問題があるということ指摘しなきゃいけないんじゃないですか。

その意味で、昨日の発言を聞いていて、おっしゃっている、総裁がおっしゃっている意味でのことは分かるんですけども、今、日本の消費税というのは何が優れているかと。要するに、多段階にわたってこれは税の漏れが少ないという意味において非常に大きな成果を持っているんじゃないですか。さあ、この取引は無税ですよ、この取引は割引ですよ、こんなものがどんどん広がり始めたら、それは財務大臣、とても日本の財政もたなくなると私は思っている。これは別に消費税を今引き上げるとかなんとか言って言っているんじゃないで、所得税の漏れがどんどん大きくなっているがゆえにこの税が私は重要だというふうに思っているんです。

そのことを指摘しないと、もう年末の税制改正になったら、もう消費税、これ郵政の取引は、かつての郵政の取引は非課税だ、消費税は取らないと、こんなばかな話になったら

私は大問題だということだけは指摘しておきたいと思います。

もう時間がありませんので、最後に、実は本当は、一番最後に皆さんの、あの表、今日配っていないのかな。たしか配っていると思います。

実は、竹中大臣、私たちがこのいわゆる責任準備金というものを算定するときに、生命保険会社がやっていると同じように予定利率、これが逆ざやで今成立していない。簡保はある程度、追加責任準備金でもってその利率を定めている、総務省令で。しかし、今の時点で、先ほど大塚議員が言ったように、要するに実勢利率でもって時価会計をしなきゃいけないんじゃないですかと。というのは、これもう時間がないから今日これ以上、難しいのでなかなか説明しづらいんですが、竹中大臣、あなたは旧債権も含めてこれはゴーイングコンサーンだと一度おっしゃった。議事録を読んでも、いや、旧債権はフェードアウトするんですと言っている。どっちなんですか。

と同時に、フェードアウトするのであれば、一度ここは清算会計、すなわち実勢の利率でもって将来これは本当に足りるんだろうか足りないんだろうかということの計算をしてみるべきじゃないですか。私ども民主党がやった結果は、十兆円近く二%の金利で回すと今よりも足りなくなりますよ、こういう計算持っている。そのことを言えば、あなたは最後は必ず、いや、それは継承委員会というところで評価をしてもらいますからと言うんですが、現時点でこれを認識してその数字を出さなければ、私たちは簡易保険が安心して民営化できるかどうか分からない、こういう疑念をずっと持ち続けているわけですよ。

その点について、今日はもう時間ありませんから、もし答弁があるなら聞いて、また機会があれば、私はこの問題は非常に重要な問題だと思いますから、簡易保険の民営化をめぐるって本当に大変重要な問題だと思いますので、その点についての答弁を短くお願いいたします。

国務大臣（竹中平蔵君） 短く申し上げます。

このゴーイングコンサーン云々ですけれども、旧簡易生命保険契約というのは機構に継承されて、民営化前の条件で存続して、そして機構が将来にわたって存続してその債務を履行するわけでありますから、承継時に清算を前提に議論をするというものではないと、その意味で私は申し上げているわけでございます。

それと、要するに時価評価というのは、もっと具体的に言いますと、現在の足下の金利で、運用利回りで割り引いて時価評価をすべきということを恐らく一貫して主張しておられるんだと思うんですが、その場合に、その保険、いわゆる生命保険数理ではいわゆる三利源の問題がありますから、死差益、そして費差益をどう考えるかと、これをやはり考えなければいけませんので、足下の金利だけでということではこれはないのだろうというふうに思っております。

これは会計の基準の問題もありますので、今のやり方というのは、簡保のやり方というのは、その意味では時価に準じたやり方になっているというふうに私は理解しております。

す。

峰崎直樹君 いろいろまだ反論したいことがありますが、また別の機会にします。
終わります。